

情報セキュリティ方針

1. 目的

当社は、情報資産を適切に保護し、機密性、完全性、可用性を確保するための情報セキュリティ方針を策定します。この方針は、組織全体における情報セキュリティの基準であり、関係者が遵守するための指針です。

2. 適用範囲

この方針は、当社内の全ての情報資産に適用します。情報資産には、当社が保有、処理、伝送するすべての情報が含まれます。

3. 責任

情報セキュリティに関する責任は、当社の従業員、請負業者、および関係者にあります。情報セキュリティ総責任は、情報セキュリティ委員会にあり、情報セキュリティの実行、監視、評価を行います。

4. 情報セキュリティの原則

4.1. 機密性の確保：当社の持つ機密情報・個人情報は適切に保護し、不正なアクセスや開示から守ります。機密情報・個人情報の取り扱いには、厳格なアクセス制御と暗号化を適用します。

4.2. 完全性の確保：当社は情報の完全性を保ち、改ざんや不正な変更から守ります。データの送信、受信、および保存において、適切な整合性の確保を行います。

4.3. 可用性の確保：当社が保有する情報資産は必要なときに利用可能であることを保証します。サービスの中止を最小限に抑えるため、適切なバックアップ、災害復旧計画、およびシステムの冗長性を確保します。

4.4. リスク管理：リスクの評価と管理は、定期的に実施し、情報セキュリティ対策の改善に反映します。リスクが識別された場合、適切な対策を講じます。

5. 遵守

当社は、関連法令、規制、および規制要件を遵守します。また、顧客や関係先の契約条件にも従います。

6. 教育と訓練

情報セキュリティに関する教育と訓練は、全ての従業員に提供します。従業員は、情報セキュリティ方針を理解し、遵守するために必要な知識とスキルを身につけます。

7. 監視と評価

情報セキュリティの効果は、定期的に監視および評価します。セキュリティイベントの監視、インシデント対応、およびセキュリティ方針の遵守状況を定期的に評価します。

8. 方針の見直し

情報セキュリティ方針は、定期的に見直し、必要に応じて更新します。当社の状況や環境の変化に対応し、最新のセキュリティベストプラクティスに準拠します。

9. お問い合わせ先

情報セキュリティに関するお問い合わせは、情報システム委員会に連絡してください。

10. 発効

この情報セキュリティ方針は、発効日から即時に適用されます。

文書番号：IM-011M (Ver1.2)

制定日：2024年4月20日、改定日：2025年1月21日

中央海産株式会社 情報システム委員会